

栗山町空き地空き店舗活用支援事業補助金の概要について

(補助対象要件、補助対象経費、補助金交付額、申請手順)

商店街に点在する空き店舗、空き地を活用した新規出店の促進と開業後の経営安定及び健全化を図り、賑わいのある商店街づくりを推進するため、指定する区域内において新たに出店する方（以下「新規出店者」という。）に、開業に伴う初期投資経費の一部を支援しています。

1 補助対象要件

指定区域内の空き店舗等を活用し、新たに出店する個人及び法人の方が対象になります。ただし、次の要件に該当する方は対象外となります。

※申請者の居住地要件はありません。

◆事業対象外となる方

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を行う者。
- (2) 年間営業日数が260日以上（1日の営業時間5時間以上）で、かつ通年で営業できる見込みがない者。
- (3) 空き店舗等の所有者が本人若しくは生計同一者、2親等以内の親族又はこれらの者が役員をする法人。
- (4) 指定区域内で営業している者で、区域内の空き店舗に移転する者。
- (5) 指定区域内で過去に営業し、空き店舗等とした者。
- (6) 宗教団体に関わる事業を行っている者。
- (7) 町税等を滞納している者。
- (8) 過去に当該補助金の交付を受けた者。
- (9) 当該新規出店に伴い、国・道・関係機関等より補助金の交付を受けた者。※交付予定も含む。

2 補助対象となる区域（指定区域）

栗山地区（駅前・新町・旭町・栄町通り・中央通り・公園通り・道道角田栗山線沿い・道道朝日桜丘線沿い）及び角田地区、継立地区の一部区域

※詳しくは添付の指定区域地図をご参照ください。

3 対象となる空き店舗等

空き店舗：過去に営業等（商店、事務所、倉庫など）の事業に使用されていた店舗等

空き地：利用されていない状態の土地

4 補助対象となる業種

日本標準産業分類に掲げる小売業、飲食業、生活関連サービス業等で商店街に集客の促進が期待できる業種

5 補助対象経費（補助金額）

出店までに要する経費のうち、次の項目に掲げるものが補助対象経費となります。

補助対象経費	補助金額	補助金上限額
①空き店舗等取得に要する経費（売買契約） ②店舗新築に要する経費 ③空き店舗等の改修に要する経費 ④駐車場等の整備に要する経費 ⑤備品の購入に要する経費	補助対象経費の1/2以内	150万円
⑥空き地取得に要する経費（売買契約）	補助対象経費の1/2以内	50万円
⑦空き店舗等解体に要する経費	補助対象経費の1/2以内	20万円

補助金算出式（①～⑤：上限150万円）＋（⑥：上限50万円）＋（⑦：上限20万円）

※補助金額において、千円未満の端数は切捨。

※①～⑤の補助金額のうち、2割をくりやまギフトカードにより交付。

6 申請手順（申請者が行うもの）

①事業計画認定

提出期限：空き地空き店舗等での**営業を開始する日までに**

- 提出書類：（1）栗山町空き地空き店舗活用支援事業計画書（様式第1号）
：（2）空き地空き店舗等の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
：（3）空き地空き店舗等の位置図、建物平面図
：（4）履歴書（個人の場合）若しくは、定款又はこれに準ずるもの（法人の場合）
：（5）栗山商工会議所中小企業相談所による事業計画内容の確認書
：（6）納税証明書（町税等の納入状況が確認できるもの）
：（7）着工前及び着工後の写真（土地・建物）
：（8）補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

②事業完了報告

提出期限：空き店舗等での**営業を開始した日から1年を経過した日以後30日以内に**

- 提出書類：（1）栗山町空き地空き店舗活用支援事業完了報告書（様式第3号）
：（2）納税証明書（町税等の納入状況が確認できるもの）
：（3）着工前及び着工後の写真（土地・建物）
：（4）補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
※（3）及び（4）は、認定申請時の書類を代用

③補助金の請求

提出期限：**補助金交付額決定通知書（様式第4号）を受領後、速やかに**

提出書類：補助金交付請求書（様式第5号）

《問い合わせ先》

栗山町ブランド推進課 観光・賑わい推進グループ

TEL：0123-76-7787 FAX：0123-76-7782

栗山町中央3丁目16番地（ブランド推進課駅前オフィス）

8：30～17：15（土・日・祝祭日を除く）

(指定区域地図)

